

政務活動費の運用等に関する申し合わせ事項

【平成 21 年 2 月作成】

【平成 25 年 3 月改正】

安芸高田市議会

政務活動費の運用等に関する申し合わせ事項

この申し合わせ事項は、「安芸高田市議会政務活動費の交付に関する条例」及び「安芸高田市政務活動費の交付に関する条例施行規則」の運用にあたり、政務活動費の交付を受けるべき議員間における公平性・整合性を図るとともに、その使途について透明性を確保することを目的として定めるものであり、以下の取り決めについて遵守しなければならない。

1 政務活動についての申し合わせ

- (1) 視察等の調査にあたっては、3名以上で政務調査班を編成し行うことを原則とする。ただし、他団体の開催する研究会、研修会、意見交換会等各種会議への参加、及び、要請・陳情活動は、議員個々に参加できるものとする。
- (2) 市外での政務活動の実施にあたっては、政務活動計画書（別紙様式1）及び旅費等支出簿兼行程表（別紙様式3）により、政務調査班名簿、内容（目的）、期日、行程等を原則10日前までに議長に提出しなければならない。
- (3) 上記の政務活動が終わったときは、30日以内に政務活動報告書（別紙様式2）により、調査班及び議員個々の報告書を議長へ提出しなければならない。
- (4) 政務活動費にかかる収支報告書並びに政務活動報告書は、ホームページに掲載するものとする。
- (5) 収支報告書に添付する領収書（原本）については、費用明細書（別紙様式4）により項目毎に整理し提出するものとし、領収書のみで支払内容のわからないものは請求書または明細書等を添え内容がわかるようにすることとする。

3 政務活動費の使途基準の運用

- (1) 使途基準の運用については別表（政務活動費使途基準（具体例））のとおりとする。

4 その他

- (1) 政務活動費による活動は公務災害補償の対象とならないことから、交通手段等安全の確保には万全を期することとする。
- (2) この申し合わせは、必要により見直しできるものとする。

（平成21年2月25日全員協議会決定）

この申し合わせ事項は、平成21年4月1日から施行する。

（平成25年3月15日全員協議会決定）

この申し合わせ事項は、平成25年4月1日から施行する。

政務活動費使途基準（具体例）

項目	内 容	交付対象となる具体例	交付対象とな らない具体例
調査研究費	議員が行う市の事務、地方財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	先進地視察・現地調査費の交通費、旅費、宿泊費、調査研究活動に要する送料、調査委託費、資料印刷費など	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の行政視察との併用 ・政治活動(マニフェスト作成等)の旅費 ・一般的な観光地の視察 ・先進地の位置づけに明確さを欠く視察や、原則として公式訪問を全日程に組み入れない視察 ・海外視察
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費	会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費、資料印刷費等	<ul style="list-style-type: none"> ・励ます会等パーティ参加費、党費、党大会への参加旅費
広報費	議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費	広報誌・報告書等の印刷製本費、会場借上げ代、茶菓子代、送料等	<ul style="list-style-type: none"> ・所属政党及び会派の活動報告、PR ・党及び会派の活動、議員個人の後援会活動に関する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、会場借上げ費、茶菓子代、送料、交通費等	<ul style="list-style-type: none"> ・親睦会、懇親会的経費 ・党の活動、議員個人の後援会活動に関する経費
要請・陳情活動費	議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費	資料印刷費、送料、交通費、宿泊費等	<ul style="list-style-type: none"> ・党の活動、議員個人の後援会活動に関する経費 ・接待費とみなされる飲食費

項目	内 容	交付対象となる具体例	交付対象とな らない具体例
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費	会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等	<ul style="list-style-type: none"> ・日程、参加者が曖昧な会議に関する経費 ・党及び会派の活動、議員個人の後援会活動に関する経費 ・親睦会、懇親会的経費 ・飲食代を含む会議の参加費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、翻訳料	<ul style="list-style-type: none"> ・政党及び会派の宣伝活動に供する資料作成費 ・選挙活動の資料作成費 ・事務機器・消耗品の購入費、リース代等
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍、新聞（2紙目から）、雑誌等	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究と関連の薄い、若しくは趣味の色彩の濃い新聞、書籍、雑誌代（スポーツ新聞、政党関係紙等） ・同一誌の大量購入 ・図書券

実際の運用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費については「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」に準ずるものとする。 ・コピー用紙等消耗品については、公私の区分をはっきりさせた使途基準により、請求・領収書を添付して全額。 ・飲食費に関しては、茶菓子代を除いて認めない。
その他、充てる ことのできない 経費（具体例）	<ul style="list-style-type: none"> ・慶弔電報、私用電話料 ・慶弔等の交際費的経費 ・党費、その他の政党活動に伴う経費 ・後援会等の機関紙等発送料 など